

2025年2月18日付貴信

に対する当社回答

- (1) 本件民事訴訟や、抗議運動に関わった労働者 448 人の解雇は国際人権に違反していたと認め、訴訟で被告となったミョーミョーエー氏と解雇された労働者に正式な謝罪を表明すること。

(回答)

本件民事訴訟は、当時、ミョーミョーエー氏が自己の SNS (Facebook) を通じて当該作業日の生産枚数を具体的に指示するなどして HGIL 社の業務を妨害するなど、同氏の関与による抗議行動に伴って現地法人が被った予想外の損失に鑑み提訴にいたったものでありますが、従前より本件審理の終結が見込めないと認識していたことから、総合的な観点において当該裁判を取り下げたものであり、ミョーミョーエー氏の主張を認めたものではありません。

元従業員の解雇については、現地法令に則って適切な手続きに基づいて実施したものであります。

元従業員を解雇した理由について、文中に記載があるような「(元従業員による)生産目標の引き上げに対する抗議」を主因としたものではありません。

HGIL 社においては、従前から生産可能数量を用途に作業進捗を考慮したうえで生産目標を設定することとしておりますが、当時においてもそれ以前と同じ方法で生産目標を設定しております。それにもかかわらず、会社の待遇や労働環境に不服があるとして、適切な手続きによらずに開始した突発的な抗議行動に対し、会社側からの再三の職場復帰を含む業務指示に従わなかったため、やむを得ず解雇に至ったものであります。なお、当時、当該従業員側の代表者が、適切な手続きを承知していないまま抗議行動を開始した旨を認めております。

- (2) 解雇された労働者に賠償を行い、復職を希望する労働者を復職させること。

(回答)

上記(1)に記載のとおり、本件については、労働仲裁機関より適法な手続きによるものである旨ならびに当該従業員について復職させる必要はない旨の審決を得ております。なお、当時、復職を希望した従業員については正式な手続きを経てすでに復職済みであります。

一方、その他の従業員の方は理由を明示することなく復職にかかる手続きに一切応じていないことから、復職の意思はなかったものと認識しております。

以上の理由により、上記(2)の要請についてはいずれも応じられません。

- (3) HGIL 社の工場およびサプライチェーン全体において、影響を受けるステークホルダーと協議しながら、労働環境の是正を行い、包括的な人権デューデリジエンスを実施すること。

(回答)

HGIL 社においては、すでに第三者機関である SGS 監査を受検するなどして労働環境の改善に取り組んでいるほか、HGIL 社を含めサプライチェーン各社に対し、現地往査の実施を進めております。併せてサプライチェーン各社に対しても SGS 等の第三者機関による監査受検を推奨しており、受検結果に関する情報の共有に努めております。

このたび、サプライチェーン全体を対象にした包括的な人権デューデリジエンスの実施が不十分だとするご指摘がありましたので、本件を真摯に受け止め、今後、外部の知見を活用することを視野に入れて社内で実施内容等を改めて検討してまいります。

なお、HGIL 社の現状の労働環境に関するご指摘事項について HGIL 社で確認作業を進め、順次改善に取り組んでまいります。

- (4) 国連指導原則に従い、労働者が利用しやすく効果的な苦情処理メカニズムを確立すること。

(回答)

当社においては、公益通報者保護法に則った相談窓口を設置しているほか、HGIL 社においては、各工場内に匿名による書面を投稿していただく、いわゆる「意見箱」方式による苦情受付を実施しているところであります。一方で、従業員の方の利便性を考慮し、各社における受付手段の多様化や受付範囲の見直し、サプライチェーン各社を対象とする体制の構築に向けて、外部の知見を活用することを視野に入れて検討してまいります。

また、次回の第三者機関である SGS 監査について 2025 年 3 月に実施予定としており、引き続き改善に向けた取り組みを検証してまいります。

以上

2025 年 2 月 19 日

株式会社ハニーズホールディングス